

報 告 第 3 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和5年2月20日提出

新居浜市長 石川 勝 行

損害賠償の額の決定について

写

処 分 書

専 決 第 3 号

損害賠償の額の決定について

公用車の交通事故による損害賠償の額を次のとおり決定する。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により専決処分する。

令和5年1月30日

新居浜市長 石川 勝 行

1 損害賠償の額 2万2,000円

2 損害賠償の相手方 (省 略)

3 事故の概要

令和4年11月10日午後4時頃、市道松の木東雲線 (省 略)

において、北進中の公用車が右折した際、相手方のブロック塀に接触し、破損させた。